

2014年6月18日

各 位

会 社 名：株式会社夢真ホールディングス
 (コード：2362 JASDAQ, S)
 代表者名：代表取締役会長兼社長 佐藤 真吾
 問合せ先：取締役 佐藤 大央
 (TEL：03-5981-0672)

**自己株式を活用した第三者割当てによる第2回および第3回新株予約権の
行使価額修正に関するお知らせ**

当社は、2014年6月13日開催の取締役会において、2012年7月17日に発行いたしました第1回～第3回新株予約権（第三者割当て）の第2回および第3回新株予約権分につきまして、下記のとおり行使価額を修正することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 行使価額の修正の内容

1. 銘柄名	株式会社夢真ホールディングス 第2回および第3回新株予約権（第三者割当て）
2. 発行新株予約権数（潜在株式数）	第2回 2,270個（2,270,000株） 第3回 1,840個（1,840,000株）
3. 修正前行使価額	第2回 325円 第3回 400円
4. 修正後行使価額	行使請求の効力発生日の直前取引日における終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額
5. 修正日	2014年6月13日
6. 未行使個数（潜在株式数）	第2回 2,270個（2,270,000株） 第3回 1,840個（1,840,000株）

2. 行使価額の修正を行う理由

株式会社夢真ホールディングス第2回新株予約権および第3回新株予約権（以下総称して「本新株予約権」といいます。）は、2012年6月28日付の当社プレスリリース（「第三者割当てによる第1回乃至第3回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正選択権付）の発行及び第三者割当て契約（行使許可条項付）締結に関するお知らせ」）にて開示したとおり、当社がその行使を許可した場合に限り、当該行使許可の到達日から20営業日の期間に、当該行使許可の対象となる数量の範囲内（1回当たりの権利行使上限個数は2,970個）でのみ行使することができることとされています。また、2013年2月28日付の当社プレスリリース（「前回発行の第1回～第3回新株予約権（第三者割当て）の行使不許可方針の決定に関するお知らせ」）にて開

示したとおり、当社は、本新株予約権については、行使を許可しない方針であり、当該方針は現在も変わっておりません。

しかし、当社は、本新株予約権の割当先であるクレディ・スイス証券株式会社（以下「クレディ・スイス証券」といいます。）から、本新株予約権は当社の許可なく行使できるとの主張を受けており、クレディ・スイス証券の主張内容は、本新株予約権は如何なる場合であっても当社の許可なく行使できないという当社の理解と異なるものです。当社とクレディ・スイス証券の間で締結された本新株予約権に係る割当契約書には秘密保持条項が定められている関係から、見解の相違が生じる原因について詳細を開示することは差し控えています。クレディ・スイス証券の見解は当社にとって到底受け入れられる内容ではなく、当社としては、今後、クレディ・スイス証券から本新株予約権の行使請求があってもこれに応じる意向は一切ありません。

今般の行使価額の修正は、かかる経緯を踏まえ、万々が一にも当社の株主の皆様にご迷惑をおかけすることがないように、念の為に行うものであります。

以 上